

農委告示第2号

神戸町農地改良等の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえて、法第2条第1項に規定する農地（以下「農地」という。）の利用増進のために行う農地改良等の取扱いに係る事務に関し必要な事項を定め、当該事務の円滑かつ適正な遂行を確保し、もって優良農地の確保と農業経営の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 農地改良とは、農業上の利用の改善を目的として農地の所有者又は耕作者（以下「事業主」という。）が行う農地の盛土又は掘削等の行為をいい、残土処分場のように土砂等の処分のみを目的として農地への土砂等の搬入は、法第4条第1項又は第5条第1項に規定する農地を農地以外のものにする行為であり、農地改良には該当しないものとする。

(手続)

第3条 農地改良を行うときは、農地改良届出書（様式第1号）により、あらかじめ神戸町農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出しなければならない。

2 届出書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 農地改良に係る誓約書（様式第2号）
- (2) 隣地承諾書（様式第3号）
- (3) 位置図
- (4) 字絵図
- (5) 土地登記簿謄本
- (6) 埋め戻しにかかる資材の搬入搬出経路図

(基準)

第4条 事業主は、農地改良を行う場合は、次の基準に該当するものとする。

- (1) 農地改良を行わなければならない必要性が認められること。

- (2) 事前に隣接地の所有者及び耕作者の同意を得ること。
- (3) 事業主の所有又は利用する農地には違反がないこと。また、原則として不耕作地がないこと。
- (4) 面積は農業の規模、営農計画に即した必要最小限とし、1,000㎡を上限とする。ただし、事業主が農業法人等の場合はこの限りではない。
- (5) 耕土の掘り起こしは、1.5m以内とする。
- (6) 埋め戻しは環境上悪影響を及ぼす一般廃棄物や産業廃棄物を使用して施工しないこと。

ア 埋め戻しに使用する材料は、耕土もしくは山土、粘土交じり土砂に限る。なお、埋め戻し材に、コンクリート塊、アスコン塊など産業廃棄物を確認したときは、すべて撤去するものとする。

イ 埋め戻し材料の搬入出経路を図示し、明確にすること。

ウ 搬入出経路については、通学路などを避けること。やむを得ず通学路を通行する場合は、管轄の学校長の同意を得ること。

エ 埋め戻し材の購入先を明記すること。

オ 埋め戻しをする際に業者を利用する場合は、施工業者を確定の上申請を行うこと。

カ 安全には十分留意し、保安設備を設置すること。

- (7) 隣地・公道などに雨水及び耕土が流出しない様、適正な処置を行うこと。万が一公共施設等を破損した場合には、自費工事にて修理または改修を行うこと。

- (8) 改良は受理通知後3ヶ月以内に完了すること。

- (9) 改良後3年間は農地転用できないものとする。

(事業主への指導)

第5条 農業委員会は、農地改良完了後計画通りに作付けが行われているか現地確認を行い、作付けが行われていないときは、農地として適正な利用が確保できるよう事業主を指導するものとする。

(承諾)

第6条 事業主は届出に際し、地区担当農業委員及び所属する農事改良組合長

の承諾を得なければならない。

(標識の表示)

第7条 「農地改良届出承認済標識」が交付されたら届出者は当該農地に改良が完了するまで表示する。

(処理)

第8条 農業委員会の処理

- (1) 原則として、毎月20日までの届出受理分を翌月の委員会で協議する。
- (2) 必要に応じ現地を確認し、申請者または施工者に対し指導を行う。
- (3) 委員会で協議し、承認されたものについては、「受理通知書」及び「農地改良届出承認済標識」を交付する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事務の運用に関し必要な事項は、農業委員会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。